

第三次環境基本計画策定に向けた考え方
(計画策定に向けた中間とりまとめ)
(平成17年7月 中央環境審議会総合政策部会)(抜粋)

四．持続可能な社会に向けた重点的な取組

1．本計画の視野

本計画は、21世紀最初の四半世紀における我が国の環境の視点からの望ましい社会を構築するための方向と、当面取り組むべき具体的な環境政策を提示するものである。

2．重点分野等の考え方

今日の環境政策は、上記の望ましい社会の構築に向け、各種対策を講じていくことが必要であるが、限られた財源を有効に活用するためには、問題の緊急性、重要性に応じて、優先的に取り上げるべき施策に重点的に取り組む必要がある。そのため、第二次環境基本計画に引き続き、当面優先的に取り組むべき重点分野を示し、具体的な取組について記述することとする。

それぞれの分野に関する記述に当たっては、三.に述べた考え方に加え、以下の点を踏まえることとする。

- ・ 中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的に取り組むべき事項を示すこととする。
- ・ 重点的に取り組むべき事項については、国、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等の主体ごとに取り組むことが望まれる行動を明確化し、それを実現するために政府の講ずる施策を明らかにするよう努めることとする。
- ・ それぞれの分野ごとに、目標の達成状況や取組状況を把握するための指標について検討を行うこととする。
- ・ 各重点分野における指標の検討状況を踏まえつつ、それらを総合的に評価するための指標を設けることについて、並行して検討を行うこととする。

3 . 個別的分野：個別の事象ごとに必要となる具体的な分野

大気、水、廃棄物、森林等と結びつく地球温暖化問題をはじめとして、その他の分野でも様々な課題が残されていることから、個別的分野については、基本的には第二次環境基本計画における分野を継承する。ただし、例えばヒートアイランド問題への取組といった、当面優先的に取り組むべき課題であって、第二次環境基本計画における分野構成ではとらえきれない課題も生じていることから、第三次環境基本計画においては、重点分野を次の通りとして検討を行う。これらの検討に当たっては、それぞれの分野が相互に密接な関連を持つことを踏まえるべきである。

「地球温暖化対策」

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」

「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」

「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」

「化学物質の環境リスクの低減」

「生物多様性の保全の問題」

4 . 横断的分野：領域を横断した取組や政策手段に着目した分野

「三．今後の環境政策の展開の方向」の内容を実現に移すための、分野横断的な取組や政策手段に関する分野としては、

「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」

「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」

「技術開発の推進と長期的な視野を持った手法・情報等の基盤の整備」

「国際的枠組みやルール形成への貢献」

を重点分野として、それぞれ次のような観点を踏まえて検討を行う。

(以下略)